

# 第1回八街市農業委員会総会

平成29年1月18日

八街市農業委員会

## 平成29年第1回農業委員会総会

平成29年1月18日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛   | 15. 小川 正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央   | 16. 日暮 守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功  | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 5. 貫井 正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘  | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
|          |           | 22. 三須 裕司 |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	川崎 義之	主 査	宮内 清志
副 主 幹	梅澤 孝行	主 査 補	浅井 久子

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に  
ついて  
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について  
報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について  
報告第4号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

## ○川崎事務局長

開会を宣す。(午後3時34分)

## ○三須会長

平成29年第1回の総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平成29年の新春を迎え、改めましておめでとうございます。

本年は農業委員会法改正により、委員の改正の準備が進められているところです。今月いっぱいには公募も締め切られ、委員会の方向性も決まると思います。今後とも皆様方のご協力をお願いいたします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条本体で9件、農地認定議案28件、農用地利用集積計画4件、総件数で41件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

## ○川崎事務局長

会務報告をいたします。

12月20日火曜日、午後1時半より、平成28年第2回八街市農業振興地域整備促進協議会、第1会議室にて、三須会長、林部長に出席いただきました。

12月21日水曜日、午後1時半より、農業経営基盤強化促進協議会、第5会議室にて、三須会長に出席いただきました。

1月5日木曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、林部長、船木委員、日暮委員で行いました。

1月13日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、森副部長、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員で行いました。

なお、1月16日月曜日に予定しておりました部会面接調査は、案件がなかったため中止となりました。

以上で会務報告を終わります。

## ○三須会長

次に、議事録署名人の選任については、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号19番、保谷委員、20番、金子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

## ○梅澤副主幹

それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字外満木山、地目、畑、面積833平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第3号、5番に関連しています。

番号2、区分、売買、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートル。権利者事由は、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由は、高齢により農業経営を廃止したため。

次に、番号3、区分、賃貸借、所在、山田台字宮ノ原、地目、畑、面積4筆合計で7,932平方メートル。権利者事由は、農地所有適格法人として、新規で農業参入をしたい。義務者事由は、高齢により農業経営を廃止したため。

以上です。

## ○三須会長

議案の説明が終わりましたので担当委員の調査報告を行いますが、議案第1号、1番については議案第3号、5番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後採決いたします。議案第1号、2番及び1号、3番については、森副部長、調査報告をお願いいたします。

## ○森副部長

それでは、議案第1号、2番、農地法第3条申請に係る調査報告結果について報告します。

申請地については、位置は県道岩富山田台線、二州小学校通学路を南に約500メートルに位置しています。境界は市道に接しているため、確保されています。現況は畑として効率的に耕作をされています。進入路は市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者の所有している主な農機具は、トラクター4台、耕運機2台、軽トラック3台、3トントラック1台です。労働力は、権利者としての家族3名で、雇用者はいません。年間の農作従事日数は、権利者が300日、家族平均280日です。また、技術力はある、面積や要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間に農業経営規模の縮小をさせる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考になる事項といたしまして、営農計画はバレイショ、ニンジンを作付する計画です。通作距離は約2キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において、耕作に必要な農作業に従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上です。

続きまして、議案第1号、3番、農地法第3条申請による調査結果を報告します。

今まで権利者と義務者の間で当該申請地の貸し借りを行っていましたが、農地所有適格法人になるため正式に手続をするという申請になります。

申請地については、位置は市役所より南に約9.5キロメートル、二州第一保育園より南に約400メートルに位置しております。境界は確定しており、現況はハウス施設栽培が行われております。進入路は市道により確保されています。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産と販売の事業を営んでおり、主たる事業は農業であり、その他構成要員、議決権要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。権利者はミニトマトの施設栽培を行っており、必要となる農機具を全て所有しております。労働力は、構成員が1名、社員5名、年間農業作業従事日数は150日以上であります。実力についても問題はなく、面積要件については申請地は下限面積の50アールを満たしております。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他の参考になる事項といたしまして、営農計画はミニトマトの施設栽培であり、既に当該申請地で営農を行っております。

以上の内容から、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第2号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字四番野地先、地目、畑、面積495平方メートルです。当初計画の目的は、専用住宅及び貸家2棟用地です。承継者の目的は、駐車場及び資材置場用地です。計画変更の事由は、当初住宅と貸家事業を計画していた事業者が事情により取りやめ、申請地近隣の給排水設備工事を営む承継者が駐車場と資材置場として、また、一部を近隣住民へ貸駐車場として利用するものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は区分は売買で、議案第3号、2番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたが、この計画変更については議案第3号、2番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後採決いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字萩ノ作台地先、地目、山林現況畑、面積787平方メートルのうち66.11ほか1筆、計2筆の合計面積495.11平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、専用住宅用地です。転用事由は、現在の住居が損傷し、住環境も悪く感じている権利者が当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次の番号2は、議案第2号、1番で説明済みですので、割愛いたします。

続きまして、番号3と番号4は同一状況のため、あわせてご説明いたします。

番号3、所在、八街字北四番地先、地目、畑、面積476平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積886平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、宅地分譲2区画及び道路用地です。

番号4、所在、地目同じく、面積623平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積801平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、宅地分譲4区画用地です。転用事由は、不動産産業を営む権利者が宅地の造成と道路を整備し、販売するものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号5、所在、八街字外満木山、地目、畑、面積833平方メートルのうち0.35平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第1号、1番に関連しております。

以上です。

### ○三須会長

最初に、議案第3号、1番は私の担当地域ですので、私の方から説明させていただきます。

それでは、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より北東へ約1.2キロメートルに位置し、市指定道路により進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅地で、申請面積は495.11平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。事業計画は、用水は井戸、生活雑排水は合併浄化槽により蒸発散装置による宅地内処理、雨水は浸透枿を設置し宅地内処理するということです。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対し支障となるものはありません。申請地と周囲は平たんで、また、隣接する農地とは反対側に傾斜をとるとのことで、雨水、土砂流出等、隣接農地への被害はないものと思われます。権利者は現在居住している場所の環境が悪く、移転を計画していることから、必要性については認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

次に、議案第3号、2番を、長谷川委員、お願いいたします。

### ○長谷川委員

議案第2号、1番と、議案第3号、2番は関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北西へ約900メートルに位置し、周辺は住宅地で、市道からの進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内にある農地ですので、事務指針の27ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は既に専用住宅及び貸家2棟用地ということで許可を受けていますが、事情により建築する計画がなくなったために、現在申請地の近隣に居住し水道設備業を営んでいますが、駐車場と資材置場が不足しているため、当該申請地の一部を駐車場と資材置場に利用し、一部を近隣住民に駐車場として貸し付けたいということです。面積との関係

については495平方メートルで、変更はありません。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。事業計画ですが、周辺の住居地に雨水が流れないように盛り土または切り土などは行わず整地のみにし、工事中は近隣の迷惑にならないように配慮することです。権利者は、近隣の住民から駐車場に対する要望が強く、この要望に応えるということからも必要性についても認められます。

これらのことから、一般基準、また立地基準ともに本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、議案第3号、3番、4番を、船木委員にお願いいたします。

### ○船木委員

議案第3号、3番、4番について一括調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より西南約1キロメートルに位置し、市道より接道し、3番については市指定道路より進入し、今回申請しております道路より進入いたします。4番については市指定道路より進入いたします。農地性としては、用途区域内の農地のため、事務指針27ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、3番については、宅地分譲用地2区画410平方メートル、道路用地476平方メートル、合計886平方メートルは面積妥当と思われま

す。4番については、宅地分譲用地4区画801平方メートルは面積妥当と思われま

す。資金については、3番、4番ともに自己資金で賄う計画となっております。申請地は小作人等支障になるものはなく、隣接する農地は義務者の農地であります。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水は雨水浸透枳、汚水、雑排水は公共下水道へ放流します。土地選定理由としては、地代が安価で、東に県営住宅、西に八街中央中学校等の囲まれた住宅地の中にあり、宅地分譲用地として適しているため選定いたしました。造成工事は周囲にブロック積みで土留めをします。道路はアスファルト舗装をし、側溝を敷設いたします。法面の傾斜を30度以内で施工し、工事を行います。申請地の切り盛りで整地するため、土砂の搬入は行いません。防災計画ですが、通勤通学の時間帯は資材の搬入はしないようにするというこ

とです。以上のことから、3番、4番、一般基準、立地基準等何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

次に、議案第3号、5番を保谷委員、お願いいたします。

### ○保谷委員

議案第3号、5番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向に約10キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分として、農振農用地内にある農地ですが、事務指針29ページ①の◎による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電設備用地ということですが、面積は0.

35平方メートル、パネル200枚、杭74本、支柱1本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保につきまして、自己資金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立て等はせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行う。用水はなし、雨水は敷地内自然浸透、汚水、排水はなし。防災計画は、工事中接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を講じる。日照につきまして、太陽光パネルが2メートルの高さがあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため問題はありません。被害防除対策は、近隣へは隣接する方面の草刈り、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐことになっており、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解している等でしたが、土留めがコンパネでやっておりますので、境界から2メートルぐらい引っ込んでいますけど、もしこのコンパネの場合、長くはもたないと思うので、それがもし崩れた場合それなりの対応をしてもらいたいという要望がありました。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業計画を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、1番は、農地法第3条、地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺農地に関わる営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分同様の処分に合わせる事が望ましいと思いますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

### ○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

### ○小川委員

議案第3号の2番、長谷川委員さんの発表になった四番野の件ですけれども、これは畑で、今、畑は実際に非常に安いのですが、495平方メートルで、これは贈与ということになっておりますけれども、これは実際の贈与かどうかは、その辺がちょっとわからないのですが、形的にこういうふうにしたのかという点で、実際にはこれは現状の売買価格にいくと、地目、畑で500平方メートルでどのくらいなんですか。わかりますか。事務局ではどうですか。こういう形は珍しいですよ。

### ○宮内主査

実際の売買価格というのは、場所、場所でもちまちまになるのでちょっとわかりかねるのですが、事実、贈与というのは珍しいものだと思います。実際的に管理か何かされていて、そのまま引き取るような感じだったというような背景があるのではないかと思います。詳しい、その辺のいきさつについては申請時に聞いてはおりません。

○小川委員

管理のお礼みたいな形ですか。

○宮内主査

そうです。

○小川委員

お持ちになっていた方が、高齢でもう要らないからというような。

○宮内主査

そうですね。大体考えられるのは、やっぱり義務者の方も遠くですので、実際草刈りとかそういうことができないから、今まで多分、そうですね、知り合いのよしみか何かで管理されていたんだとは思いますが。

○小川委員

わかりました。

○三須会長

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

ないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、2番及び関連であります議案第2号、1番についてを一括して採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第3号、2番及び議案第2号、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、5番の関連であります議案第1号、1番の担当委員の調査報告は許可相当です。この案件は5条の一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせ会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

ではここで、あの時計で15分まで休憩といたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時17分

○三須会長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第4号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてをご説明いたします。

表をごらんください。以前に引き続き、農地利用状況調査時に現況が山林、原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地です。調査日につきましては、転用事実確認とあわせて12月13日に、武藤副部長、池田委員、中村委員、金子委員、事務局からは私、宮内で、西林、夕日丘、真井原地区を実施いたしました。調査結果には表に示したとおりで、合計28筆3万9,675平方メートルを非農地と判断し、本件につきまして認定を求めるものです。今後も引き続き地区別に順次調査をしていく予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか

か。

#### ○小川委員

宮内主査にお伺いしますが、この先の予定がある程度決まっていたら、私に引き継ぎはありますか。何か時間がかかりそうで。

#### ○宮内主査

一応その担当委員さんがいるところを中心に抜き出してやっていきますので、筆数にもよりますが、大体ほとんど半日かかるようなところですが、すぐ近付いていけばいいのですが、中には車の入っていけないようなところがありますので、とめて歩いて調査するということもありますので、ある程度、3時間以上の時間はかかると思われま。

あとは、近いところで4月ですと、街中の方はほとんどないので、5月にやはり、小川委員のいる滝台を予定しております。5月に一応、滝台とか大谷流、小谷流、吉倉、その辺を予定しております。

#### ○小川委員

わかりました。

#### ○三須会長

ほかにございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○三須会長

ないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号は承認することで決定いたします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### ○梅澤副主幹

それでは、議案書7ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成29年1月10日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、1番より説明いたします。

番号1、所在、八街字西駒袋、地目、畑、面積1万33平方メートルのうち6,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は10年1カ月、新規です。

番号2、所在、東吉田字二塚、地目、畑、面積1万1,159平方メートルのうち7,600平方メートル。利用権の種類は使用貸借、期間は5年、新規です。

番号3、所在、八街字笹引、地目、畑、面積8,999平方メートルのうち4,999平方

メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

番号4、所在、八街字元光明坊、地目、畑、面積、2筆合計で6,979平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1番から4番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

### ○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

### ○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番から4番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○三須会長

挙手全員でありますので、1番から4番までについては承認することで決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条6項の規定による通知について、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、報告第3号、廃土処理(公共事業施行)事業の届出について、報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

### ○梅澤副主幹

それでは、議案書の8ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号、農地法第18条6項の規定による通知については、後ほど報告第4号、4番と5番の関連でございますので、報告第4号であわせて説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

### ○宮内主査

それでは、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、榎戸字下地先、地目、畑、面積1,322平方メートルのうち100.00平方メートルです。転用目的は詰所及び資材置場用地です。事業内容は、下水道工事に伴う作業員の詰所及び資材置場として一時的に利用するというものです。一時転用期間は、平成29年1月11日から平成29年3月31日までです。

次に、番号2、上砂字北ノ前地先、地目、田、面積482平方メートルのうち40.59平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積122.00平方メートルです。目的は作業スペース用地です。事業内容は、八街市が行う排水路工事に伴い作業場として一時的に利用するもので

す。なお、一時転用期間は、平成29年1月17日から平成29年3月31日までです。

番号3、沖字南沖地先、地目、畑、面積1,983平方メートルのうち750.00平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積3,966平方メートルのうち1,500.00平方メートルです。目的は、貯留池用地です。事業内容は、八街市により道路雨水、排水の貯留池として利用するものです。

続きまして、報告第3号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、沖字南沖地先、地目、畑、面積1,983平方メートルほか3筆の一部、転用目的、公共事業土砂等利用による農地造成です。事業内容は、八街市が行う道路雨水工事に伴い、公共建設発生土の埋め立て事業による廃土処理です。工事期間は、届出日の翌日から平成29年3月31日までです。

以上です。

#### ○梅澤副主幹

それでは、報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてでございます。

番号1、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成29年1月6日です。

番号2、所在、四木字東四木、地目、畑、面積、4筆合計で6,421平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成28年12月25日です。

番号3、所在、八街字東金道、地目、畑、面積4,974平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成28年12月19日です。

続きまして、番号4、所在、榎戸字大富、地目、畑、面積、2筆合計で4,458平方メートル。また、あわせて5番になります、所在、榎戸字大富、地目、畑、面積943平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成28年10月12日です。

なお、この4番、5番につきましては、先ほどの報告第1号と同一農地であります。この農地につきましては、農地中間管理事業を利用いたしました貸し借りの解約でございます。なお、この解約の理由でございますが、農地につきましては、昨年5月25日から10年間の利用権設定をしたものでございます。利用権設定後すぐ解約ということでございますけれども、この農地につきましては耕作に適していない、具体的には石がまじっている、また、大雨時に水がたまるということが判明したため、3者合意によりまして中途解約となったものでございます。

以上で報告を終わります。

#### ○三須会長

本件につきましては報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了いたします。

その他、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

#### ○川崎事務局長

では、私の方から来月の予定を申し上げます。

1月25日水曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、中川副会長、岩品委員、石井委

員、お願いいたします。

2月6日月曜日、同じく1時半、転用事実確認現地調査、三須会長、池田委員、保谷委員、お願いいたします。

2月14日火曜日、午前中でございます、時間は今のところ未定でございますが、部会の現地調査、農地部会、第2班の委員の皆様、お願いいたします。

同じく2月14日の午後1時半より部会の面接調査、同じく農地部会第2班の皆様、お願いいたします。第1会議室で行います。

2月16日木曜日でございますが、定例総会、全委員の皆様の出席をお願いいたします。第1会議室で行います。

2月24日金曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、林部長、貫井委員、金子委員、お願いいたします。

なお、総会の開始時刻でございますが、総会開催通知を確認してくださるようお願いいたします。

閉会を宣す。(午後4時32分)

議事録署名人

議 長

1 9 番

2 0 番